

「無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術」に関する公募  
公募要領

1. 公募の目的

無電柱化を推進する上で課題となっている高い整備コストを解決するため、様々な低コスト化技術が開発されているが、発注者として使用目的に応じた最適な技術を採用するためには、各技術が有する特徴・性能を客観的かつ定量的に把握し、比較検討する必要がある。

そこで、無電柱化における管路部等（管路部及び特殊部）の低コスト化に役立つ技術情報を提供するため、性能検証内容（検証項目、検証方法、適用条件など）を統一的に評価することで、できるだけ同一条件の下での特徴や性能を技術比較表としてまとめる必要がある。

本公募は、公共工事等における新技術活用システムの活用方式「テーマ設定型（技術公募）」により、「無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術」を募集するものである。  
※「テーマ設定型（技術公募）」とは、現場ニーズに基づき募集する技術テーマを設定し、民間等の優れた新技術（NETIS 登録済み技術を含む）を公募して実現場で活用・評価を行う方式。

2. 公募技術

(1) 対象技術

「無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術」

(2) 応募技術の条件等

この公募は「公共工事等における新技術活用システム実施要領」（以下、「実施要領」という。）に基づき実施するものである。なお、応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

- 1) 選定の過程において、選定に係わる者（国土交通省九州地方整備局新技術活用評価会議（以下、「評価会議」という。）、同事務局、並びに委託を受けて（一財）土木研究センター内に設置した当該WG、同事務局等）に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 2) 応募技術を公共事業等に活用する上で、関係する法令に適合していること。
- 3) 選定された応募技術について技術内容及び試験結果等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 4) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 5) 3. 応募資格等を満足すること。

3. 応募資格等

(1) 応募者

1) 応募者は、以下の2つの条件を満足するものとする。

- ・応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」又は「民間企業」であること。
- ・応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」又は「民間企業」であること。

なお、行政機関(\*1)、特殊法人(株式会社を除く)、公益法人及び大学法人等(以下「行政機関等」という)については、新技術を率先して開発、活用又は普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局等の業務で活用を図る場合の実施者(受注者)になり難いことから、自ら応募者とはなれないが、(2)の「共同開発者」として応募することができるものとする。

(\*1):「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

2) 予算決算及び会計令第70条(一般競争に参加させることができない者)、第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。

並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 共同開発者

申請する共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「行政機関等」とする。

#### 4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添資料-1 応募資料作成要領に基づき作成し、郵送又は持参にて提出すること。

(2) 提出(郵送)先

〒110-0016 東京都台東区台東1-6-4

一般財団法人土木研究センター 企画・審査部、道路研究部 テーマ設定型担当 宛

#### 5. 公募期間

2020年9月8日(火)~2020年10月9日(金)(郵送の場合は、当日消印有効)

#### 6. ヒアリング等

提出された応募資料を確認後、ヒアリング等の実施を予定している。

ヒアリングでは、応募資料で不明な点を確認するとともに、経済性などを比較する条件等を設定し、追加で資料の提出依頼することを予定しているため、予めご了承ください。

なお、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等については、各応募者に対して別途通知

する。

## 7. 技術の選定に関する事項

### (1) 選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格の条件等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。
- 3) 本公募への応募と NETIS への登録申請を同時に行う場合、応募により受付登録後の NETIS 登録を保証するものではない。

## 8. 応募結果の通知・公表について

### (1) 選定結果

応募者に対して選定されたか否かについて文書で通知する。

申請する共同開発者には選定結果の通知は行わない。

### (2) 事後評価結果

選定された技術は、NETIS（維持管理支援サイト）上で公表する。

### (3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

## 9. 共通試験等の実施、結果の提出

### 9. 1 「管路部」に関する技術について

「管路部」に関する技術については、以下の各項目に基づき浅層埋設試験を行うものとする。なお、応募者が事前に自社試験等で性能等を確認した結果をもって、浅層埋設試験の結果に代えることができるものとする。

#### (1) 浅層埋設試験の実施方法

別添資料-2「評価項目、評価指標及び試験方法」に示す評価項目、評価指標、試験方法に基づき、応募者が浅層埋設試験を実施し、その結果を提出するものとする。

#### (2) 浅層埋設試験の実施時期等

1) 浅層埋設試験の実施は、2021年1月以降を予定している。1回の試験は、3ヶ月程度要する予定である。実施場所は、国立研究開発法人土木研究所つくば中央研究所内を予定しており、詳細は別途通知するものとする。ただし、応募状況や試験場の状況によっては上記期間を延長する可能性がある。

## 2) 立ち会い

国土交通省関係者の立ち会いのもとで浅層埋設試験を実施するものとする。なお、関係者には国土交通省から委嘱または委託を受けた者も含まれる。

### (3) 浅層埋設試験結果の提出

浅層埋設試験結果は、別途指定する様式に整理して提出するものとし、測定データから浅層埋設試験結果を導く過程の説明資料（様式自由）も合わせて提出するものとする。また、フローや図解を活用した分かりやすい説明資料と合わせて、詳細な説明資料を参照資料として添付することも可能とする。

また、提出期限は、別途通知するものとし、紙及び電子媒体（CD-R）による郵送又は持参により提出するものとする。なお、提出先は4.（2）とする。

### (4) 事前に自社試験等で性能等を確認した結果の提出

応募者が事前に自社試験等で性能等を確認した結果をもって、浅層埋設試験の結果に代えることを希望する場合は、（1）から（3）によらず、1）から3）によるものとする。

#### 1) 自社試験等の結果

応募者が事前に自社試験等で性能等を確認した結果は、次の条件を全て満たしたものであることとする。

- ①別添資料-2「評価項目、評価指標及び試験方法」に基づく試験等の結果であること。
- ②国、特殊法人、地方公共団体、地方公社、公益法人等の公的試験機関、民間試験機関、自社等で実施した自社試験等の結果であること。

#### 2) 自社試験等の結果の提出

提出期限は、本技術公募期間中に他の応募資料に添付して提出するものとする。なお、公募期間（10月9日まで）の時点で、試験を実施中あるいは計画中の技術については、その旨を応募資料に記載するものとし、その場合の提出期限は、ヒアリング等実施時に別途通知するものとする。

なお、提出先は4.（2）とし、提出資料は、1）で定める自社試験等の結果の写しとする。

#### 3) 自社試験等の結果の判定

自社試験等の結果が1）で定める条件を満たしていないと認められる場合は別途通知するものとし、技術比較表の作成及び公表を行わないものとする。

### (5) 虚偽・不正等があった場合の措置

1) 浅層埋設試験又は自社試験等の実施内容及び結果に、虚偽・不正等が認められたとき又は疑いがあるときは、当該技術のNETIS掲載情報提供を中止するものとする。

2) 1) について、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である又は重大であると九州地方整備局等または九州地方整備局等新技術活用評価会議が判断したときは、当該技術のNETIS掲載情報を削除するとともに技術比較表から除外するものとする。

3) 1) 及び 2) に該当する者からの NETIS 登録申請及び技術公募への応募は、当該技術も含め全ての技術を対象としてその受付を拒否することがある。

4) 1) 及び 2) に該当する場合は、虚偽・不正等の事実を公表するものとする。

## 9. 2 「特殊部」に関する技術について

「特殊部」に関する技術については、共通試験等を行わず、応募者が事前に室内試験等で性能等を確認した結果を提出するものとする。

### (1) 室内試験等の結果

応募者が事前に室内試験等で性能等を確認した結果は、次の条件を満たしたものであることとする。

1) 国、特殊法人、地方公共団体、地方公社、公益法人等の公的試験機関、民間試験機関、自社等で実施した室内試験等の結果であること。

### (2) 室内試験等の結果の提出

本技術公募期間中に他の応募資料に添付して提出するものとする。なお、提出先は 4. (2) とし、提出資料は、(1) で定める室内試験等の結果の写しとする。

### (3) 虚偽・不正等があった場合の措置

1) 室内試験等の実施内容及び結果に、虚偽・不正等が認められたとき又は疑いがあるときは、当該技術の NETIS 掲載情報提供を中止するものとする。

2) 1) について、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である又は重大であると九州地方整備局等または九州地方整備局等新技術活用評価会議が判断したときは、当該技術の NETIS 掲載情報を削除するとともに技術比較表から除外するものとする。

3) 1) 及び 2) に該当する者からの NETIS 登録申請及び技術公募への応募は、当該技術も含め全ての技術を対象としてその受付を拒否することがある。

4) 1) 及び 2) に該当する場合は、虚偽・不正等の事実を公表するものとする。

## 10. 費用負担

(1) 応募資料の作成、提出、応募技術の共通試験（浅層埋設試験）の実施（施設借用料、施設運転費、関連調査費、個別のデータ整理費、復旧等）及び結果の提出に要する費用は、応募者の負担とする。なお、応募技術の共通試験（浅層埋設試験）の実施に要する費用は 1 種類につき少なくとも 600 万円程度が見込まれるが、試験を実施する応募技術数によって変動する場合がある。

また、上記以外として、共通試験（浅層埋設試験）実施時の管路の敷設は応募者自身で実施するものとする。

(2) 国土交通省関係者が立ち会い確認を行う場合、立ち会いに要する費用は国土交通省で負担する。

1 1. その他

- (1) 応募された資料は、技術の選定以外の目的で応募者に無断で使用することはない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (4) 募集内容に関する問い合わせに関しては以下で、受け付ける。

1) 問い合わせ先及び資料提出先

〒110-0016 東京都台東区台東1-6-4

一般財団法人土木研究センター 企画・審査部、道路研究部 テーマ設定型担当 宛

TEL : 03-3835-3609 (代表)、FAX : 03-3832-7397

E-mail : netis-mudenchu@pwrc.or.jp

- 2) 期間 : 2020年9月8日(火) ~ 2020年10月9日(金)  
(土・日・休日を除く平日の9:30~17:00までとする。)
- 3) 受付方法 : 面談、電話、E-mailにて受け付ける。

以 上